

食品ロス削減推進に係る普及啓発業務委託
企画コンペ募集要領

1 委託業務名

食品ロス削減推進に係る普及啓発業務委託

2 委託業務概要

- (1) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年(2027年)2月28日(日)まで
- (3) 委託限度額 2,291千円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

3 企画コンペ参加資格要件

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 熊本県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (3) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)により業種内容一覧(業務委託)のうち、「広報・広告業務」の有資格者として登録されていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 企画提案書提出期限において、国又は都道府県から指名停止の処分を受けていないこと。
- (7) 過去5年間に本事業と同種の業務又は類似の業務を実施した実績を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (8) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

4 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 企画提案書とプレゼンテーションにより、県の審査会が審査を行い、委託事業者を選定する。
- (2) 県は、最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、契約条件が合意に至らない場合は次点者と契約締結について協議を行う。
- (3) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため、随意契約とする。
- (4) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

5 企画コンペへの参加登録

- (1) 企画コンペに参加しようとする者は、令和8年(2026年)4月27日(月)午後4時までに企画コンペ参加申込書(様式1)を県消費生活課へ提出すること。
※電子メールで提出すること。
- (2) 担当窓口
熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課企画推進班(県庁新館6階)
住 所 : 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 : 096-333-2309
E-mail : shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp

6 質問と回答

- (1) 企画コンペに係る質問については、令和8年(2026年)4月27日(月)午後4時までに質問書(様式2)を県消費生活課担当窓口へ電子メールにより提出すること。
- (2) 回答については個別に行うが、審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。
- (3) 提出先 : 5(2)に同じ

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：事業者取組申出書（様式3）及び添付書類
企画提案書（様式4）正本1部、副本4部
- (2) 提出期限：令和8年（2026年）5月14日（木）午後4時まで
※郵送又は持参のこと（郵送の場合は午後4時必着）。
- (3) 提出場所：5（2）に同じ

8 選定方法

事業者によるプレゼンテーション及び提出された企画提案等について、以下の審査基準により採点し、優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定する。

【審査基準】

審査項目	審査の視点	配点
業務の目的及び内容の理解度	・ 本県の示す委託目的、委託内容と合致するか。	5点
広報企画力	・ 企画内容は県民への訴求力が高いものか。 ・ 実現可能なものか。	15点
計画性・費用対効果	・ 広報媒体等の分量は適当か。 ・ 効果的な時期をとらえた広報ができるか。	10点
実施体制、類似業務実績、作業スケジュール	・ 事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。 ・ 豊富な実績があるか。 ・ 作業スケジュールは妥当か。	5点
業務遂行への姿勢	・ 提案内容の独自性や工夫等、事業目的の達成に向けた積極的な姿勢がみられるか。	10点
事業者の取組	①「熊本県ブライト企業」の認定を受けている。	1点
	②「障害者就労施設等の製品等の調達実績」（当該年度又は前年度）がある、または③協力雇用主登録制度に登録している。	1点
	④事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等がある、または⑤森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	1点
	⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。	1点
	⑦熊本県SDGs登録制度に登録している、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1点
合 計		50点

※各委員50点満点の合計150点で審査し、各委員の採点が30点に満たない場合又は合計得点が90点に満たない場合は、選考の対象外とする。

※「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公募開始日（令和8年4月16日）とする。

9 選定審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日時：令和8年（2026年）5月21日（木）（予定）
- (2) 場所：熊本県庁 防災センター314会議室
※詳細は「5 企画コンペの参加登録」をした者に別途通知する。

10 結果の通知

本企画コンペの結果は、採用、不採用に関わらず、後日、書面で通知する。

11 留意事項

- (1) 提案された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (4) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを実施する。
- (6) 本委託事業によって得られる著作権その他の権利は、すべて熊本県に帰属するものとする。

12 スケジュール

令和8年（2026年）4月16日（木）	公募開始
令和8年（2026年）4月27日（月）	参加申込書及び質問受付期限
令和8年（2026年）5月14日（木）	企画提案書提出期限
令和8年（2026年）5月21日（木）	選定審査会
令和8年（2026年）5月下旬	契約締結